

議案第48号

長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和7年9月2日

長与町長 吉田慎一

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に
伴い、長与町議会議員及び長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る所要
の改正を行うもの。

長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。